

令和7年8月5日

請負事業者の皆様

京都市上下水道局
監理課監理検査担当課長

京都市上下水道局における週休2日工事の取扱いについて

現在、京都市上下水道局における週休2日の取組については、令和6年8月11日付で規定した、「京都市上下水道局週休2日工事（水道工事）実施要領」と「京都市上下水道局週休2日工事（下水道工事・路面復旧工事）実施要領」の2つの要領を、工事内容に応じて適用しているところですが、令和7年8月11日付で2つの要領を一本化し、改めて「京都市上下水道局週休2日工事实施要領（以下「実施要領」という。）」として制定します。

今後の週休2日工事の取扱いについては、実施要領に基づき運用しますので、京都市上下水道局発注工事の請負事業者の皆様も、御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 改めて制定する実施要領について

京都市上下水道局週休2日工事实施要領（令和7年8月11日制定予定）【添付】

2 適用について

実施要領については、設計書の基準適用年月が令和7年8月以降の工事に適用します。

3 要領の公表について

実施要領については、京都市上下水道局ホームページに掲載予定です。

以上

京都市上下水道局週休2日工事实施要領

制定 令和 7年 8月11日

1 目的

本要領は、「京都市上下水道局週休2日工事」の実施に関する事項を定めることにより、建設業の働き方改革の推進、将来の公共工事の品質確保の促進を図るものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

- ア 「完全週休2日(土日)」とは、対象期間全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- イ 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ウ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 「工事着手日」とは、「工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置又は測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手」した日とする。

(4) 「工事完成日」とは、「土木工事共通仕様書(京都市上下水道局)」に基づく「工事完成通知書」を提出した日とする。

(5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して対象工事全ての現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(6) 週休2日の達成判断

- ア 「完全週休2日(土日)」とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- イ 「月単位の週休2日」とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。
- ウ 「通期の週休2日」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。

(7) 上記の(6)においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(8) 各工事における現場閉所率の算定は、以下のとおり行うものとする。ただし、以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下2桁目を切り捨てた、小数点以下1桁目までの値

とする。

$$\langle \text{現場閉所率}(\%) = (\text{現場閉所日数} \div \text{対象期間日数}) \times 100 \rangle$$

3 発注方式

次の方式を基本とする。

- (1) 「通期の週休2日」については発注者指定方式とし、通期の週休2日に取り組むことを必須とする。
- (2) 「月単位の週休2日」及び「完全週休2日(土日)」については受注者希望方式とし、受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日及び完全週休2日(土日)に取り組む旨を協議したうえで取り組む。

4 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、表1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

なお、土木工事標準積算基準書(京都市建設局)以外の積算基準により計上する費用がある場合は、当該積算基準における補正係数を適用する(例:下水道用設計標準歩掛表第1巻における下水道工事市場単価の補正係数)。

表1 京都市上下水道局週休2日工事における補正係数

	月単位の週休2日適用工事	完全週休2日(土日)適用工事
労務費(注1、2)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.01	1.02
現場管理費率	1.02	1.03

注1 市場単価の補正係数は適用する積算基準による。

注2 土木工事標準単価は週休2日補正した単価を使用すること。

注3 上表全ての項目について、工場製作に係る費用及び工事に計上する業務委託料(測量、地質調査及び設計業務等)は補正の対象としない。

(2) 補正方法

入札公告等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日及び完全週休2日(土日)の取組について協議することを明記する。

なお、当初の予定価格の各経費の補正に当たっては、月単位の週休2日適用工事の補正とする。

現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)を達成した場合は、完全週休2日(土日)の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成のものは、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行う。

工事着手前に受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないもの(月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む)は、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行う。

工事着手前に受注者が完全週休2日(土日)の取組を希望するものは、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、完全週休2日(土日)の補正係数に変更する。

5 工事成績評定

対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、表2のとおり、工事成績評定の「工程管理」での評価を行う。(月単位の週休2日を達成できなかった場合においては、評価は行わない。)

また、提出された工程表の記載内容等から、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む

姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、京都市上下水道局工事成績評定要領の工事成績採点表（第1号様式）における考査項目「7 法令順守等」の「8 その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

表2 京都市上下水道局週休2日工事における工事成績評定での評価

採点者	考査項目	月単位の週休2日	完全週休2日（土日）
担当監督員	工程管理	達成した場合、「月単位の週休2日の達成」の1項目を評価する。	達成した場合、「月単位の週休2日の達成」及び「完全週休2日（土日）の達成」の2項目を評価する。
主任監督員			
総括監督員		—	達成した場合、「完全週休2日（土日）の達成」の1項目を評価する。

6 対象工事

原則、上下水道局が発注・監督する全ての工事（営繕工事を除く）を対象とする。ただし、工事の特性により週休2日に馴染まない下記の工事等については、原則、対象外とする。

- ・単価契約の工事
- ・緊急工事、災害復旧工事、維持工事、工期等に制約がある工事
- ・全体工期に占める実作業日数の割合が極めて小さい工事
- ・設備工事

また、対象工事は、設計書の基準適用年月が令和7年8月以降の工事とする。

なお、基準適用年月が令和6年8月以降かつ令和7年7月以前の工事については、工事内容により、京都市上下水道局週休2日工事（水道工事）実施要領あるいは京都市上下水道局週休2日工事（下水道工事・路面復旧工事）実施要領を適用するものとする。また、基準適用年月が令和6年7月以前の工事については、京都市上下水道局週休2日モデル工事試行要領を適用するものとする。

7 工期

- (1) 発注者は、工期設定に当たり、国土交通省における「工事着手準備期間・後片付け期間の見直し」等に関する取組内容を参考にすること。
- (2) 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上の水準を確保できないことを理由とする工期延期は例外なく認めない。

8 留意事項

- (1) 受注者は、共通仕様書に基づいて契約後速やかに提出する「施工計画書」等において、週休2日を確保するための取組及び予定を明記すること。
- (2) 受注者は「工事履行報告書」、「工事月報」等において、「当該月の現場閉所日」、「当該月の現場閉所率」及び「工事着手日から当該月末日までの期間の累積の現場閉所率」等を明記すること。
- (3) 発注者は、毎月、「工事履行報告書」、「工事月報」等における記載により、現場閉所の確認を行うこと。
- (4) 日付を跨ぐ夜間工事を行った場合、夜間工事を開始した日付を現場閉所日、夜間工事を終了した日付は現場閉所日として取り扱うこととする（ただし、夜間工事の開始日及び終了日のいずれの日中にも現場を開所していない場合に限る。）。
- (5) 随意契約方式により別工事の追加工事として発注する場合、週休2日の適用については、原則、現工事の週休2日の実施内容と合わせるものとする。この場合、追加工事期間内の閉所日は現工事及び追加工事ともに閉所された状態とする。

現工事と追加工事は契約が別であるため、土木工事標準積算基準書（京都市建設局）を適

用する工事については、経費調整にあたり、土木工事標準積算基準書(共通編Ⅰ編第4章、参考資料第Ⅰ編第4章)に準拠すること。なお、追加工事の完成時に週休2日を達成できない場合には、追加工事の補正係数を状況に合わせて変更し、適切に請負代金額を変更すること。